

No.	評価項目	調達仕様書項番等	評価点
1	<p>基礎調査と分析</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査分析の進め方や手法及び内容（調査項目、調査方法、調査範囲等）について、独自のノウハウや知見に基づく見解を取り入れ、下記ア・イそれぞれについて、具体的な提案となっているか。</li> <li>ア 府が提供する資料についての活用方法</li> <li>イ 府が提供する資料に追加して確認する項目</li> <li>・調査結果の補正に係るヒアリングについて、独自のノウハウや知見に基づく見解を取り入れた具体的な提案となっているか。</li> <li>・府との役割分担について、適切に示されているか。</li> <li>・過去に同種同規模の調査を実施した実績があるか。</li> </ul> <p>※ただし、仕様書6（2）基礎調査と分析に記載の「府が提供する資料」について項目等が必要な場合は、受付期間中に企業名、連絡先を明記し、公募要領4（1）イに記載の【請求先】へ電子メールで請求してください。 ※郵送による配布は行いません。</p>	<p>【仕様書】 6.（2）基礎調査と分析</p>	20
2	<p>市場調査と分析</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査分析の進め方や手法及び内容（調査項目、調査方法、調査範囲等）について、独自のノウハウや知見に基づく見解を取り入れた具体的な提案となっているか。</li> <li>・補正に係るヒアリングについて、独自のノウハウや知見に基づく見解を取り入れた、ヒアリングの観点及び手法の提案となっているか。</li> <li>・府との役割分担について、適切に示されているか。</li> <li>・過去に同種同規模の調査を実施した実績があるか。</li> </ul>	<p>【仕様書】 6.（3）市場調査と分析</p>	20
3	<p>基幹業務システム等共同化基本計画案の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・府や研究会構成団体からの意見聴取及び合意形成の方法や回数について、独自のノウハウや知見に基づく見解を取り入れた具体的な提案となっているか。</li> <li>・府の想定する基幹業務システム等共同化基本計画案の記載項目を踏まえ、独自のノウハウや知見に基づく見解を取り入れた記載項目や記載内容の提案となっているか。</li> <li>・府との役割分担について、適切に示されているか。</li> </ul>	<p>【仕様書】 6.（4）基幹業務システム等共同化基本計画案の作成</p>	30
4	<p>研究会運営支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究会の開催回数、開催時期、開催方法、開催場所、議事録の管理案について、具体的な提案となっているか。</li> <li>・府との役割分担について、適切に示されているか。</li> <li>・府への報告・定例会について、開催頻度や開催方法の提案がされているか。</li> </ul>	<p>【仕様書】 6.（5）研究会運営支援</p>	20
5	<p>最新動向の報告及び技術的助言</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹業務システム共同化について成功及び失敗事例に対して、その理由等の見解が示されているか。</li> <li>・基幹業務システム標準化及びこれらを取り巻くネットワーク、セキュリティ、関連システム、連携システム等の動向についてこれまでの受注実績等を踏まえて見解が示されているか。</li> </ul>	<p>【仕様書】 6.（6）最新動向の報告及び技術的助言 10.（2）受注実績</p>	15
6	<p>推進体制・マネジメントについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務を期限内に完了するための工程の理解と工夫について具体的に提案されているか。</li> <li>・調達仕様書6.（2）から（6）の業務それぞれに応じた適切な要員配置を行い、その理由や考え方について提案されているか。</li> <li>・業務実施計画書案及びWBS記載項目案について示されているか。</li> <li>・本業務を実施するにあたり、必要となる知識やノウハウを十分に有する業務従事者を配置し、業務を円滑に推進できる体制を確保した体制図の提案となっているか。</li> <li>・体制図について、各要員の資格・実績等を踏まえて策定し、業務責任者及び担当者の個人名が記載されているか。</li> </ul>	<p>【仕様書】 6.（1）業務実施計画書等の作成 7. 実施体制</p>	25
7	<p>障がい者雇用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業全体において、常用労働者40人以上の場合、法定雇用障がい者数を超える障がい者を雇用しているかどうか。または、常用労働者40人未満の場合、1人以上障がい者を雇用しているかどうか。</li> <li>※共同企業体の場合は、構成員全ての企業において上記人数を雇用していることを加点の要件とする。</li> </ul>	—	5
8	<p>価格点</p> <p>価格点の算定式 満点（15点）×提案価格のうち最低価格/自社の提案価格 ※上記算定式で算出した数値の小数点第2位以下を四捨五入</p>	—	15
合計			150